

## 第4章 計画の推進

---

## 第4章 計画の推進

計画の推進に当たっては、行政はもとより、市民、事業者や各種団体及び全ての市民が、主体的に取り組むことが大切です。そして、相互理解と連携を深めながら、共に目標に向かって歩みを進めます。

### 1 計画を推進する体制

有識者、団体代表、市民からの公募の委員からなる「男女共同参画審議会」は、男女共同参画に関する重要事項について審議を行なうほか、必要に応じて市長に意見を述べます。市では、関係部課長で構成する「男女共同参画プラン府内推進会議」において施策の推進を図ります。

### 2 市民、市民団体、事業者及び教育関係者等との連携

市と市民、市民団体、事業者及び教育関係者等が、互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴をいかして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 3 国・県、関係機関等との連携

国・県及び公益財団法人 新潟県女性財団等の関係機関と連携して施策の推進を図ります。

